

鹿屋市妊婦のための支援給付金支給規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、妊婦に対する支援給付金を支給することを通じて、妊娠期から切れ目のない支援を実施することを目的とし、鹿屋市妊婦のための支援給付金（以下「給付金」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 妊婦 医療機関等の医師又は助産師において胎児の心拍が確認されたことで妊娠が確定された者をいう。
- (2) 胎児の数 出産予定日の8週間前の日（出産予定日の8週間前の日以前に死産し、又は流産した場合はその日）から出産までの間に確認された妊婦の子どもの数をいう。
- (3) 伴走型相談支援 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、市が行う妊婦等包括相談支援事業の支援全般をいう。

(給付金の支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている妊婦であり、令和7年4月1日以後に本市に対して給付金を受ける資格を有することについての申請（以下「妊婦給付認定申請」という。）を行い、その認定を受けた者（以下「妊婦給付認定者」という。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、支給対象者が死亡した場合には、民法の定めによりその相続人を支給対象者とする。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、胎児の数に一を加えた数に5万円を乗じて得た額とし、1回目の妊婦支援給付金（以下「1回目給付金」という。）及び2回目の給付金（以下「2回目給付金」という。）の2回に分けて支給するものとする。

- 2 妊婦給付認定者が当該妊婦給付認定の原因となった妊娠と同一の妊娠を原因として他の市町村から給付金の支給を受けた場合における給付金の額は、前項に規

定する額から当該他の市町村から支給を受けた額を控除した額とする。

- 3 給付金の支給は、伴走型相談支援と効果的に組み合わせるものとし、その支給を妨げるものではない。

(認定の申請)

第5条 給付金の支給を申請する者（以下「申請者」という。）は、妊婦給付認定申請をし、その認定を受けなければならない。

- 2 前項に規定する申請は、鹿屋市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年鹿屋市条例第224号）に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）による申請又は妊婦給付認定申請書（別記第1号様式）による申請とし、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 申請者の本人確認書類の写し

- (2) 申請者の振込先が確認できるものの写し

- (3) 妊婦給付認定用診断書（別記第2号様式）（妊婦給付認定申請前に流産又は死産した妊婦に限る。）

- (4) その他市長が必要と認める書類

(胎児の数の届出)

第6条 妊婦給付認定者は、市に胎児の数を届け出なければならない。

- 2 前項に規定する届出は、電子情報処理組織による申請又は胎児の数の届出書（別記第3号様式）を用いるものとし、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 申請者の本人確認書類の写し

- (2) 申請者の振込先が確認できるものの写し

- (3) その他市長が必要と認める書類

(給付金の支給決定)

第7条 市長は、第5条の申請及び前条の届出があった場合は、その内容を審査し、給付金の支給の可否を決定し、電子情報処理組織による処分通知、鹿屋市妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書（別記第4号様式）又は鹿屋市妊婦給付認定申請却下通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 給付金の支給は、第5条の申請及び前条の届出により指定された金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りで

ない。

(報告等)

第8条 市長は、給付金の支給に関して必要があると認めるときは、申請者その他関係する者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に質問させることができる。

(妊婦給付認定の取消し)

第9条 市長は、法第10条の10の規定により、妊婦給付認定者が本市以外の市町村の区域内に住所地を有するに至ったと認めるときは、当該妊婦給付認定を取り消すことができる。

(申請等が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 支給対象者から法第73条第1項の時効により妊婦のための支援給付を受け権利が消滅するまでに申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が、妊婦支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(給付金の返還)

第11条 市長は、申請者が、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたと認めたときは、その支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 給付金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

申請日 年 月 日

鹿屋市長 様

妊婦給付認定申請書

鹿屋市妊婦のための支援給付支給規則第5条の規定により、妊婦給付認定の資格を有するため妊婦給付認定の申請をします。

1 申請者(妊婦)の情報

フリガナ 氏 名			個人番号		
			生年月日	年 月 日 (歳)	
住 所	連絡先			職業	
妊 娠 届出日	年 月 日	出 産 予定日	年 月 日	妊娠 週数	週
医療機関 名 称					

2 妊婦支援給付金の支給意向確認

妊婦支援給付金（1回目）の支給（5万円）について次のとおり希望します。

- ☐ 支給を希望します。他の市町村で、1回目の支給（5万円）を受けていません。
※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することがあります。
- ☐ 既に他市町村で1回目の支給（5万円）の支給を受けています。
[支給市町村]
- ☐ 希望しません。

3 振込先 （既に他市町村で1回目の支給（5万円）がお済みの方は、記載不要）

注 振込口座は申請者本人（妊婦）名義の口座を御記入ください。

金 融 機 関 名	支 店 名	口座種別
		☐ 普通 ☐ 当座
口座番号（右詰で記入）	口 座 名 義（カタカナ）	

4 確認事項について

☐ **伴走型相談支援事業の支援に同意します。**

妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

☐ **妊婦支援給付金交付要件の確認に同意します。**

給付要件の確認のため、必要時に、市の担当者が市及び他の地方公共団体に対し申請に係る情報を照会又は提供すること及び医療機関等に対し受診内容等を照会することについて同意します。

☐ **転出時の取扱いについて確認しました。**

子ども・子育て支援法第10条の10の規定により、妊婦給付認定後に鹿屋市外に転出した場合には本市の妊婦支援給付認定は取り消されます。それにより、本市から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市町村で再度認定を受ける必要があります。

☐ **給付金の返還が生じる事項について確認しました。**

妊婦支援給付金の交付後、申請者がその要件に該当しないことが判明したときは、給付金は返還することになります。

[添付書類]

- ☐ 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）の写し
- ☐ 妊婦の振込先口座情報が確認できるもの（通帳など）の写し

第2号様式（第5条関係）

妊婦給付認定用診断書

[受診者]

住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日生（ 歳）

[診 断]

胎児心拍確認日	年 月 日
心拍が認められた 胎 児 数	1人 ・ 2人 ・ （ ）人
流 産 の 種 類	自然流産 ・ 人工流産
流産となった日	年 月 日

上記のとおり証明します。

年 月 日

医 療 機 関 の 名 称	
住 所	
診断した医師の氏名	

第3号様式（第6条関係）

申請日 年 月 日

鹿屋市長 様

胎児の数の届出書

鹿屋市妊婦のための支援支給規則第6条の規定により、妊婦給付認定の資格を有するため胎児の数を届け出ます。

1 届出者(妊婦給付認定者)の情報

フリガナ 氏 名	個人番号	
	生年月日	(歳)
住 所	連絡先	職業
胎児の数	人	出産日 (予定日)
医療機関 名 称	※妊娠に関して胎児の数の確認を受けた医療機関	

2 妊婦支援給付金（2回目の支給（5万円））支給意向確認

妊婦支援給付金（2回目の支給（5万円））について次のとおり希望します。

- ☐ 支給を希望します。他の市町村で、2回目の支給（胎児の数×5万円）を受けていません。
※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することがあります。
- ☐ 希望しません。

3 振込先 妊婦給付認定申請書で申請済の振込先の場合は、記載不要

注 振込口座は申請者本人（妊婦）名義の口座を御記入ください。

金 融 機 関 名	支 店 名	口座種別
		☐ 普通 ☐ 当座
口座番号（右詰で記入）	口座名義（カタカナ）	

4 確認事項について

☐ **伴走型相談支援事業の支援に同意します。**

妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

☐ **妊婦支援給付金交付要件の確認に同意します。**

給付要件の確認のため、必要時に、市の担当者が市及び他の地方公共団体に対し申請に係る情報を照会又は提供すること及び医療機関等に対し受診内容等を照会することについて同意します。

☐ **転出時の取扱いについて確認しました。**

子ども・子育て支援法第10条の10の規定により、妊婦給付認定後に鹿屋市外に転出した場合には本市の妊婦支援給付認定は取り消されます。それにより、本市から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市町村で再度認定を受ける必要があります。

☐ **給付金の返還が生じる事項について確認しました。**

妊婦支援給付金の交付後、申請者がその要件に該当しないことが判明したときは、給付金は返還することになります。

[添付書類]

- ☐ 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）の写し
- ☐ 妊婦の振込先口座情報が確認できるもの（通帳など）の写し

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請について、認定したので通知します。あわせて、妊婦支援給付金（1回目・2回目）について、次のとおり支給しますのでお知らせします。

種 別	☐ 妊婦支援給付金1回目 ・ ☐ 妊婦支援給付金2回目
決 定 額	円
支払予定日	年 月 日 （予定）

注 妊婦支援給付金は、「妊婦給付認定申請書」又は「胎児の数の届出書」で申請いただいた口座に振り込みます。なお、妊婦支援給付金の交付後、申請者がその要件に該当しないことが判明した場合は、給付金を返還することになります。

裏面も御確認ください。

[確認事項]

□ 子ども・子育て支援法第10条の10の規定により、妊婦給付認定後に市外に転出した場合には、転出日をもって本市の妊婦支援給付認定は取消されます。(本認定通知日前に転出した場合は、本認定通知日をもって取消されます。)

また、取消しにより本市から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

《教示》

上記の取消しの処分があった場合、この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、鹿屋市長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鹿屋市を被告として（訴訟において鹿屋市を代表する者は鹿屋市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 5 号様式（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市妊婦給付認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請がありました妊婦給付認定の申請について、妊婦給付認定の申請は次の理由で申請を却下したので通知します。

[却下した理由]

--

《教示》

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、鹿屋市長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鹿屋市を被告として（訴訟において鹿屋市を代表する者は鹿屋市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。